

第1回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和4年8月12日(金) 午前9時25分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番	黒田	暢	委員	2番	大川	里美	委員	3番	志田	敏朗	委員
4番	恩田	明雄	委員	5番	五十嵐	晃樹	委員	6番	齋藤	俊介	委員
7番	石栗	聡	委員	8番	齋藤	学	委員	9番	齋藤	茂	委員
10番	庄司	正廣	委員								

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

欠席委員なし

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 議席の指定について

第2 選挙第1号 会長の選挙について

第3 議事録署名委員の指名について

第4 選挙第2号 会長職務代理者の選挙について

6. 臨時議長 恩田明雄

議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会	事務局 長	須藤輝一
	事務局 長補佐	渋谷淳
	主 任	松井亜紀子
	会計年度任用職員	高橋加奈

産業振興課長 皆様おはようございます。先程、町長より辞令の交付を受け、第1回農業委員会総会を開会いたしますが、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、本会議につきましては、町長の招集による開会となります。

したがいまして、会長が選出されるまでの間、私、須藤が産業振興課長の立場で、会議の進行にあたらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(9:25)

ただいまから、仮議席を決定する「くじ」を執行いたします。

はじめに、「くじ」を引く順序を定める「くじ」を行います。順番を書記が朗読いたします。これは、氏名の50音順で、現在、着席いただいている順番となります。

松井主任 1番 五十嵐 晃樹 委員、2番 石栗 聡 委員、3番 大川 里美 委員、4番 恩田 明雄 委員、5番 黒田 暢 委員、6番 齋藤 茂 委員、7番 齋藤 俊介 委員、8番 齋藤 学 委員、9番 志田 敏朗 委員、10番 庄司 正廣 委員 以上です。

産業振興課長 ただ今の朗読の順番により、「くじ」を引く順序を定める「くじ」を行います。

※くじ執行...渋谷補佐・松井主任

ただ今の結果により、仮議席を決定する「くじ」を引く順番を、書記が朗読いたします。

松井主任 1番 恩田 明雄 委員、2番 五十嵐 晃樹 委員、3番 黒田 暢 委員、4番 庄司 正廣 委員、5番 齋藤 学 委員、6番 大川 里美 委員、7番 齋藤 茂 委員、8番 齋藤 俊介 委員、9番 志田 敏朗 委員、10番 石栗 聡 委員 以上です。

産業振興課長 ただ今の朗読の順番により、仮議席を決定する「くじ」を行います。

※くじ執行...渋谷補佐・松井主任

確認のため仮議席番号とお名前を朗読いたします。

松井主任 1番 黒田 暢 委員、2番 大川 里美 委員、3番 庄司 正廣 委員、4番 恩田 明雄 委員、5番 五十嵐 晃樹 委員、6番 齋藤 俊介 委員、7番 齋藤 茂 委員、8番 齋藤 学 委員、9番 石栗 聡 委員、10番 志田 敏朗 委員 以上です。

産業振興課長 名札を持参の上、定められた議席に着席願います。

(一斉に移動)

改選後、最初の総会でございますので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定に準じ、年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席委員中、恩田 明雄 委員が年長の委員でありますので、ご紹介申し上げます。

議長の席に、ご着席願います。

臨時議長 　ただ今、ご紹介いただきました 恩田 明雄 でございます。
地方自治法第107条の規定を準用し、年長の委員として臨時に議長の職務を行います。
会長選挙が終了するまで、ご協力をお願いいたします。
これより、第1回三川町農業委員会総会を開会いたします。

(9 : 37)

総会日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 「議席の指定」を行います。

議席は、先程の抽選により、ただ今着席の議席を指定いたします。

なお、先例により、会長、会長職務代理者が決定されたときは、その時点において、9番を職務代理者、10番を会長の席として、当該委員間の議席を交換して指定いたしますので、ご了承願います。

それでは、日程第2 選挙第1号「会長の選挙」を行います。

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は、委員が互選した者をもって充てることになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用し、投票による方法と、指名推選による方法があります。

選挙の方法についてお諮りいたします。

10番 志田 敏朗 委員。

10番 選挙の方法については、指名推選によるものとし、3名の選考委員により選出する動議を提出いたします。

臨時議長 　ただ今、10番 志田 敏朗 委員より、選挙の方法について、地方自治法第118条の規定に準じて指名推選によるものとし、3名の選考委員により選出する動議が提出されました。

この動議を審議するためには、三川町農業委員会総会規則第9条の規定により、出席委員の1/2以上の同意が必要です。

10番 志田 敏朗 委員より提出された動議に、賛成の委員は挙手願います。

(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。よって本動議は成立いたしました。

お諮りします。

ただ今、10番 志田 敏朗 委員より提出されました会長選挙の方法について、地方自治法第118条の規定に準じて、指名推選によるものとし、3名の選考委員によって選出することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会長の選出方法については、地方自治法第118条の規定を準用し、指名推選によるものとし、3名の選考委員によって選出することに決定いたしました。

3名の選考委員の選出については、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

臨時議長 3名の選考委員の選出について「議長一任」との提案がありましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

(9:41)

再開いたします。

(9:41)

お諮りいたします。会長選出の選考委員に 10番 志田 敏朗 委員、5番 五十嵐 晃樹委員、1番 黒田 暢 委員、以上3名の委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました3名の委員を選考委員とすることに決定いたしました。

休憩中に、別室において選考願います。

暫時休憩いたします。

(9:42)

(別室で選考)

(選考委員着席)

再開いたします。

(9:44)

選考委員の代表の方より、選考の結果について報告を求めます。

10番 志田 敏朗 委員。

10番 臨時議長 会長に 3番 庄司 正廣 委員を推選いたします。

お諮りいたします。

ただ今、10番 志田 敏朗 委員より報告がありました。

3番 庄司 正廣 委員を会長に推選することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま推選されました 庄司 正廣 委員を三川町農業委員会会長の当選人とすることに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。よって会長に 庄司 正廣 委員が当選されました。

ただいま、会長に当選されました 庄司 正廣 委員が議場におられますので、本席から告知いたします。会長に当選されました 庄司 正廣 委員に、当選の承諾とご挨拶をお願いいたします。

会長 < 挨拶 >

(庄司 正廣 委員 着席)

臨時議長 以上をもちまして、臨時議長としての職務を退かせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。
暫時休憩します。

(9 : 47)

(恩田 明雄 委員 着席)

産業振興課長 ただ今、会長が決まりましたので、事務当局においても産業振興課長から農業委員会事務局長に交替いたします。

事務局長 先程、申し上げましたように、会長につきましては、10番の席となりますので、10番 志田 敏朗 委員の席と交替をお願いいたします。

引き続きまして、会長職務代理者の選挙を行うわけではありますが、会長が選出されましたので、三川町農業委員会総会規則第4条に「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とございますので、会長より議事進行をお願いいたします。

議長 議長を交替いたします。

以降の総会の議事進行について、ご協力をお願いいたします。

再開いたします。

(9 : 49)

それでは、日程第3 「議事録署名委員の指名」を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員に1番 黒田 暢 委員、2番 大川 里美 委員を指名いたします。

なお、議席を交換した場合においても、1番及び2番委員を議事録署名委員とします。

次に、日程第4、選挙第2号「会長職務代理者の選挙」を行います。

農業委員会等に関する法律第5条第5項及び三川町農業委員会総会規則第16条第2項の規定により、会長職務代理者の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用し、投票による方法と、指名推選による方法があります。

選挙の方法についてお諮りいたします。

3番 志田 敏朗 委員。

3番 選挙の方法については、先程と同じように、指名推選によるものとし、3名の選考委員により選出する動議を提出いたします。

議長 ただ今、3番 志田 敏朗 委員より、選挙の方法について、地方自治法第118条の規定に準じて指名推選によるものとし、3名の選考委員によって選出する動議が提出されました。

この動議を審議するためには、三川町農業委員会総会規則第9条の規定により、出席委員の1/2以上の同意が必要であります。3番 志田 敏朗 委

員より提出された動議に、賛成の委員は挙手願います。

(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。よって本動議は成立いたしました。

お諮りします。ただ今、3番 志田 敏朗 委員より提出されました会長職務代理者選挙の方法について、地方自治法第118条の規定に準じて、指名推選によるものとし、3名の選考委員によって選出することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会長職務代理者の選出方法については、地方自治法第118条の規定を準用し、指名推選によるものとし、3名の選考委員によって選出することに決定いたしました。

3名の選考委員の選出については、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 3名の選考委員の選出について「議長一任」との提案がありましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(9:54)

再開いたします。

(9:54)

お諮りいたします。会長職務代理者選出の選考委員に、3番 志田 敏朗 委員、5番 五十嵐 晃樹 委員、1番 黒田 暢 委員、以上3名の委員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました3名の委員を選考委員とすることに決定いたしました。

休憩中に、別室において選考願います。

暫時休憩いたします。

(9:55)

(別室で選考)

(選考委員着席)

再開いたします。

(9:57)

選考委員の代表の方より、選考の結果について報告を求めます。

3番 志田 敏朗 委員。

3 議 長 会長職務代理者に7番 齋藤 茂 委員を推選いたします。

議 長 お諮りいたします。ただ今、3番 志田 敏朗 委員より選考の結果について報告がありました。

7番 齋藤 茂 委員を会長職務代理者に推選することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただ今、推選されました齋藤 茂 委員を三川町農業委員会会長職務代理者の当選人とすることに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。よって、会長職務代理者に 齋藤 茂 委員が当選されました。

ただいま、会長職務代理者に当選されました 齋藤 茂 委員が議場におられますので、本席から告知いたします。

会長職務代理者に当選されました 齋藤 茂 委員に、当選の承諾と挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者 < 挨拶 >

(齋藤 茂 委員 着席)

議長 先程申し上げましたように、会長職務代理者については、9番の席となっておりますので、9番 石栗 聡 委員の議席と交替するようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、第1回三川町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

(10:01)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議長

議事録署名委員 1 番

議事録署名委員 2 番